

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種
使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成 18 年 1 月 6 日～2 月 6 日(セイヨウナタネ1件))

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成 18 年 1 月 6 日 (金) ～ 2 月 6 日(月)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

2. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

意見提出数	4通
整理した意見数(総数)	5件(10件)

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について

(平成18年1月6日～2月6日(セイヨウナタネ1件))

該当箇所		意見要旨	対応方針	件数
1	全体について	<p>生物多様性への影響という観点からは外れるが、遺伝子組換え作物を日本に導入する際には社会的負荷を与えないことも重要。我が国には多種のアブラナ科野菜が育成されており、これらの栽培種と交雑が生じる可能性がある。組換えセイヨウナタネは直接食べる作物としては消費者に受け入れられておらず、そのような種子への交雑・混入は防止する必要がある。承認に際しては、アブラナ科野菜の採種事業に支障が生じないよう行政指導がなされることを希望する。遺伝子組換えセイヨウナタネを栽培しようとする場合は、アブラナ科作物の採種を行っているほ場からは少なくとも600m以上の隔離距離をとるとともに、雑草化の防止等を当該組換えセイヨウナタネの栽培者に義務付けることが必要。</p>	<p>アブラナ科の野菜類等の採種を行うに当たっては「指定種苗の生産等に関する基準」(平成14年4月1日農林水産省告示第933号)において、採種ほ場は、他のアブラナ科野菜の栽培ほ場から600m以上隔離距離をとるよう定められており、流通・販売される種子の生産においてはこうした基準に則して、品種の純度が保持されるよう管理していただく必要があると考えています。</p> <p>一方、近年輸入港周辺において、輸入セイヨウナタネの運搬時のこぼれ落ちに由来すると考えられる遺伝子組換えセイヨウナタネの生育が認められるようになったため、農林水産省では、生産流通上の混乱を回避する観点から「セイヨウナタネの輸入・運搬時等における留意点について」(平成16年8月2日付け16消安第3757号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、生産局特産振興課長、農林水産技術会議事務局技術安全課長連名通知)を、関係団体あてに通知し、これら輸入ナタネの使用者に対し、輸入港周辺でのこぼれ落ち防止、清掃の徹底などを要請しています。</p> <p>さらに、一般ほ場で食用又は飼料用に供する遺伝子組換え農作物の栽培を行う場合には、カルタヘナ法に基づく承認に加えて、食品衛生法や飼料安全法に基づく安全性の確認を受けることが必要です。また、農林水産省においては、これらの法律で認められている遺伝子組換え農作物であっても、一般ほ場で栽培を行う場合には非組換え農作物を栽培する農家との間で問題が生じないように、あらかじめ周辺農家等の理解を得るとともに交雑防止等の措置を徹底するよ</p>	2

			う都道府県を通じて要請しているところです。	
2		生物多様性条約では、「生物の多様性」とはすべての生物の間の変異性と定義されており、その全ての生物の間の変異性に対する影響を評価する内容となっていない。	カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価においては、すべての生物の間の変異性に対する影響を評価するのではなく、現在の科学的知見等に基づいて、対象となる遺伝子組換え生物の第一種使用等によって、野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがあるか否かを評価することにより、生物多様性影響のおそれの有無を判断することとしています。	2
3		遺伝子組換え農作物の栽培による生物多様性への影響の評価について、標準化された方法が確立されておらず、このような段階では承認すべきではない。	カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用による生物多様性への影響評価は、生物多様性影響評価実施要領等に基づき、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の項目について科学的データに基づいた評価を行い、その評価結果を基に学識経験者の意見を聴取しつつ我が国の野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて、判断する仕組みとなっています。 今回の申請案件についても、こうした仕組みに沿って申請者から提出された生物多様性影響評価書を基に、その信頼性や評価方法の科学的な妥当性等も含めて学識経験者による検討がなされ「生物多様性影響評価書の記述は妥当である」との意見が得られたところです。	2
4		パブリックコメントにおけるコメントが反映されたことがなく、パブリックコメントの取り方自体を改める必要がある。	第一種使用規程の承認に際してのパブリックコメントの募集に対し寄せられた御意見等については、科学的な妥当性等につき検討した上で、第一種使用規程の承認の可否を含めた生物多様性の確保のため必要な施策に適宜反映していくこととしています。また、パブリックコメントの募集に対し寄せられた御意見等については、毎回、回答を、農林水産省及び環境省のホームページにおいて公表しています。	2

5		<p>日本では、様々な地点で遺伝子組換えナタネの生育が確認されている。これにより、生態系に取り返しがつかない事態を引き起こすことが考えられる。</p>	<p>今回の遺伝子組換えセイヨウナタネについては、こぼれ落ちて生育する可能性があることも含めて評価が行われています。こぼれ落ちて生育したとしても、自然条件下において優占していく可能性は極めて低いこと、有害物質の産生性について非組換えセイヨウナタネと差は認められていないこと、交雑性に起因して影響を受ける可能性のある野生動植物は特定されないこと、セイヨウナタネ以外のいわゆる在来種ナタネ、カラシナ等とは交雑したとしても種間雑種の花粉や種子の稔性は著しく低下すること、野外に生育しているセイヨウナタネと交雑したとしても、野外に生育しているセイヨウナタネ以上に競合において優位になり、他の野生動植物種の個体群を駆逐する可能性は極めて低いと考えられること等から、生物多様性に影響を生ずるおそれはないと判断しています。</p>	2
---	--	---	--	---